

どんぐりひろば管理運営要綱

(趣旨)

第 1条 この要綱は、幼児のための小規模な遊び場であるどんぐりひろば（以下「ひろば」という。）の管理運営に関して必要な事項を定める。

(目的)

第 2条 ひろばは、遊具等を整備することで市内の幼児のために安全な遊び場を確保し、幼児の健全な育成を図ることを目的とする。

(条件)

第 3条 ひろばは、幼児のための遊び場であって、次に掲げる条件を具備したものである。

- (1) 名古屋市内に所在する土地であること。
- (2) ひろばとして使用中は無償で使用でき、かつ供用開始から 1年以上使用できるようその土地所有者から承諾を得ていること。
- (3) 図面や杭等で隣接地との境界が明示できる土地であること。
- (4) 安全に使用可能な面積が30平方メートル以上、700平方メートル未満であること。
- (5) 本市で遊具等が容易に設置できるよう、地表が平坦であり、かつ概ね60センチメートルの深さまで主に土で構成された土地であること。
- (6) 他の利用目的がなく、また周辺で交通事故、自然災害、犯罪等の危険性がなく、安全に常時開放することができること。
- (7) 設置された地域において、第11条に規定するひろばの管理運営体制があること。

(新設申請)

第 4条 ひろばの新設を希望する者は、どんぐりひろば新規設置申請書（第 1号様式）、どんぐりひろば用地所有者承諾書（第 2号様式）及びどんぐりひろば新規設置計画用図（第 3号様式）を市長に提出する。

- 2 ひろばの新設を希望する者は、ひろばの日常的な管理を行う管理責任者となり、ひろばの管理運営に努める。
- 3 管理責任者は、新設を希望する際にそのひろばを設置する地域から管理団体を定め、ひろばの管理運営を共同で行う。
- 4 管理責任者は、管理団体を町内会、自治会、老人クラブ、女性会、子ども会等の地縁団体としない場合は、3人以上の賛同者を市長に届け出なければならない。なお、賛同者は管理責任者とともにひろばの管理運営を行う者とする。

(調査)

第5条 市長は、第4条第1項に規定する申請書等が提出された場合には、申請書等の内容を確認したうえでどんぐりひろば新規設置調査書（第4号様式）により、新設を希望する用地の現地調査を実施する。

(実施可能な整備)

第6条 市長が実施するひろばの整備等は、次のとおりとする。

- (1) 砂場の設置
- (2) 低鉄棒の設置
- (3) ベンチの設置
- (4) 標識、看板の設置
- (5) フェンス、木柵、車止柵の設置
- (6) くずかごの設置
- (7) 土留めブロックの設置
- (8) ひろばから生える樹木の剪定
- (9) ひろばから生える樹木の伐採及び根株の撤去。ただし、市有地以外の土地のひろばに存在する樹木については、土地所有者が伐採及び根株の撤去を行うものとする。
- (10) 盛土や瓦礫撤去などの整地。ただし、幼児の遊び場確保のために必要最小限のものに限る。また市有地以外の土地について、その形状を変えるようなものは行わない。

(11) 市長が設置したもの及び市長に寄贈されたものの補修及び撤去

2 前項第10号に規定する整地について、新設時においては、次の条件を全て満たす場合のみ実施する。

(1) 同一学区内にどんぐりひろば、児童遊園地のいずれも存在しないこと。

(2) どんぐりひろばの新設につき、地域の強い要望があること。

(3) 新設後 3年以上遊び場として利用できること。

(4) 整地を行うことにより、幼児の安全な遊び場を確保できること。

(5) 遊具等が設置できる状態にするための瓦礫、樹木及び残土の撤去及び処分並びに盛土にかかる工事費が、400,000円未満（消費税等を含む。）であること。

3 第1項の整備等工事の詳細は、市長がひろばの整備等のために締結する工事契約の仕様書において定める。

(新設決定)

第7条 市長は、申請書等の内容を審査のうえ、ひろばの新設を決定したときには、どんぐりひろば新規設置決定通知書（第5号様式）により管理責任者に通知し、新設工事を実施する。

(供用開始)

第8条 市長は、新設工事が完了しひろばが地域の幼児のために安全に供用可能となった場合は、どんぐりひろば供用開始通知書（第6号様式）により管理責任者に通知し、供用を開始する。なお、ひろばの新設日は供用開始日とする。

(新設不承認)

第9条 市長は、申請書等の内容を審査のうえ、ひろばの新設が不相当と決定したときには、どんぐりひろば新規設置不承認通知書（第7号様式）により管理責任者に通知する。

(ひろば用地提供者への措置)

第10条 市長は、名古屋市市税減免条例施行細則に基づき、ひろばのために土地を無償で提供した者に対し、ひろばが設置されている間、その土地にかかる固定資産税及び都市計画税を免除することができる。また、名古屋市児童福祉週間記念顕彰要綱に基づき、新設決定後に市長感謝状を贈呈することができる。

(管理の分担)

第11条 ひろばの遊具等の日常的な管理は、管理責任者を中心とする地域の管理団体、もしくは管理責任者及び賛同者（以下「管理責任者等」という。）で行い、管理責任者等で対応できない臨時的な整備等は市長が行う。

2 管理責任者等は、ひろば内の清掃、除草、低木の剪定、害虫の対応、遊具等ひろば設備のチェック等の日常的な管理を定期的に行わなければならない。

3 管理責任者等は、日常的な管理において、次のとおり市長に臨時的な整備等を求める事項が発生した際には、市長に対しすみやかに報告し、その対応を協議しなければならない。

(1) 補修の必要がある遊具等を発見したとき。

(2) 遊具、ベンチ、標識、看板及びくずかごの設置及び撤去を希望するとき。

(3) 剪定の必要がある樹木や伐採の必要がある樹木を発見したとき。

4 その他ひろばの運営に際して協議の必要があると考えられる事項が発生した際には、管理責任者等は、そのひろばを所管する区役所民生子ども課を通じて市長と協議する。

(ひろば利用の管理)

第12条 管理責任者等は、ひろばを地域の幼児始め、市内の幼児が広く利用できるよう維持管理に努める。

2 ひろばは、野球、サッカー等のボール遊びは禁止とし、管理責任者等はその周知に努める。

3 管理責任者等は、ひろばの利用について地域で相談し、地域の実情に合わせたルールを設定することができる。ただし、設定するルールはひろばの本来の目的を妨げないものとし、前項のルールを妨げることはできない。

(整備依頼の手続き)

第13条 第11条第3項に規定する整備を依頼する場合は、管理責任者等は、ど
んぐりひろば整備依頼書(第8号様式)に必要事項を記入し、そのひろばを
所管する区役所民生子ども課を経由して市長に提出する。

2 市長は、依頼書の内容を確認し、対応の必要があると判断したときには、
補修工事等を実施する。

(有効活用)

第14条 管理責任者等は、ひろばの使用について、幼児の遊び場という目的の
他にその目的を妨げない範囲で、市長の許可を得ることなく次の活用ができ
る。

(1)花壇の設置。ただし、設置にかかる経費及び土地所有者等の求めに応じて
撤去する際の経費については管理責任者等が負担する。

(2)集団登校の集合場所や幼稚園等のバスの乗降所。

(3)ゴミ、資源の回収場所。ただし、それらの目的のためにひろばのフェンス
等の改修は行わない。

(4)町内会、自治会、子ども会等が実施する地域の祭り等で、準備期間を除き
1日を越えない短時間の行事。ただし、営利を目的とするものを除く。

2 管理責任者等は、前項に規定する有効活用を行う場合、第16条に規定する
実態調査においてその活用状況を報告しなければならない。

3 管理責任者等は、第1項に規定する有効活用に起因する紛争が発生した際
には、使用の責任者として解決を図らなければならない。

(遊具の点検)

第15条 管理責任者等は、遊具等に劣化や故障がないか日常的な点検を行い、
劣化や故障等の異常を発見した際には、すみやかに市長に報告し、対応を協
議する。

2 市長は、遊具の安全性確保のために、毎年定期点検を行いその結果、補修
の可否等を管理責任者に通知する。

- 3 管理責任者等は、前項の通知において対象遊具の処置について意向の確認を求められた場合は、地域で話し合いのうえ、市長に回答する。
- 4 市長は、前項の回答を基に、補修等の必要がある遊具について工事を実施する。

(実態調査)

- 第16条 市長は、ひろばの管理状況、使用状況、活用状況等を把握するために、毎年全てのひろばを対象とした実態調査を行う。
- 2 管理責任者は、市長が行う実態調査に対し、実態に即した回答をしなければならない。

(地域の設置物によるひろばの使用)

- 第17条 第14条に規定する有効活用のほかに、ひろばの目的を妨げない範囲で、地域で倉庫、掲示板、防犯灯等を設置するなど、地元住民により組織された公共的団体が公共用に使用する場合は、ひろばをその目的外で使うことができる。
- 2 前項に規定する地域の設置物によるひろばの目的外使用面積は、他の目的外使用による使用面積と合わせて、ひろば総面積の2分の1を越えてはならない。
 - 3 第1項のとおりひろばを使用することを希望する場合は、そのひろばの土地所有者の許可を得なければならない。
 - 4 第1項のとおり使用することを希望するひろばが市有地の場合、使用することを希望する者（以下「目的外使用希望者」という。）は、あらかじめ使用を希望するひろばの管理責任者の承諾を得たうえで、関係図面等を添えて行政財産使用許可申請書（第9号様式）を市長に提出する。
 - 5 第1項のとおり使用することを希望するひろばが市有地以外の場合、目的外使用希望者は、あらかじめ使用を希望するひろばの管理責任者に承諾を得たうえで、その土地所有者に許可を申し出る。
 - 6 前項の申し出の結果、その使用が認められた場合は、その使用状況がわかる関係図面等を添えてどんぐりひろば使用届（第10号様式）を市長に提出し

承諾を得なければならない。

(市有地の目的外使用許可)

第18条 市長は、目的外使用希望者から提出された行政財産使用許可申請書等の内容を審査のうえ、その使用を許可できると判断したときには、行政財産使用許可書（第11号様式）により管理責任者及び目的外使用希望者に通知する。

(市有地以外の使用承諾)

第19条 市長は、目的外使用希望者から提出されたどんぐりひろば使用届等の内容を審査のうえ、その使用を承諾できると判断したときには、どんぐりひろば使用承諾書（第12号様式）により管理責任者及び目的外使用希望者に通知する。

(管理責任者の変更)

第20条 ひろばの管理責任者を変更する場合は、管理責任者は、管理責任者変更届（第13号様式）を市長に提出する。

2 管理責任者を変更するひろばの管理団体が地縁団体でない場合は、新設時と同様に 3人以上の賛同者を市長に届け出るか、管理団体を地縁団体に変更しなければならない。

(その他の変更)

第21条 ひろばについて次に該当する場合は、管理責任者は、どんぐりひろば変更協議書（第14号様式）を市長に提出し、協議する。

- (1) ひろばの名称の変更を希望するとき。
- (2) ひろばの面積の変更を希望するとき。ただし、面積の変更は減少の場合のみで、増加は認められない。
- (3) ひろばの土地所有者が変更となったとき。

(変更の承認)

第22条 市長は、管理責任者から提出された書類の内容を確認し、その変更が認められると判断した場合は、どんぐりひろば変更承認書（第15号様式）により管理責任者に通知する。

（廃止）

第23条 管理責任者は、ひろばの廃止を希望する場合は、どんぐりひろば廃止届（第16号様式）を市長に提出する。

2 廃止を希望する理由が土地所有者からの申し出によるもの以外の場合は、地域の総意を確認するため、管理責任者は、前項の届に加えどんぐりひろば廃止確認書（第17号様式）を提出する。

（廃止の決定）

第24条 市長は、提出された書類の内容を審査し、ひろばの廃止を決定したときには、どんぐりひろば廃止決定通知書（第18号様式）により管理責任者に通知する。

（廃止工事等）

第25条 市長は、廃止するひろばが市有地の場合は、廃止日をもってひろばを廃止することを廃止決定後すみやかに現地において利用者に明示するとともに、廃止日より後にその後の利用のために必要な廃止工事を実施する。

2 市長は、廃止するひろばが市有地以外の場合は、廃止日までに廃止工事を完了し、土地を原状に回復したうえで、廃止日の翌日をもってその土地所有者へ返還する。

3 廃止を希望するひろばにおいて第14条に規定する有効活用及び第17条に規定する目的外使用を行っている場合は、管理責任者等及び目的外使用者は、廃止日までにその活用や使用を終え、原状に回復しなければならない。

（休園）

第26条 管理責任者は、次の理由によりやむを得ずひろばを休園する場合は、土地所有者の承諾を受けたうえでどんぐりひろば休園届（第19号様式）を市

長に提出する。

- (1) ひろば周辺の公共的な工事により、ひろばの敷地もしくは入り口が使用できず、安全にひろばを運用することができないとき。
- (2) 遊具やフェンスなどのひろばの設備の著しい破損により、安全にひろばを運用することができないとき。
- (3) その他市長がやむを得ない理由であると認めるとき。

(休園の期間)

第27条 ひろばを休園できるのは、最長で休園開始の日が属する年度の翌年度の末日までの期間とし、それを越えるときには廃止として届け出るよう、現地の状況を踏まえて管理責任者と市長で協議する。

(休園の決定)

第28条 市長は、提出された書類を審査し、ひろばの休園を決定したときには、どんぐりひろば休園決定通知書（第20号様式）により管理責任者に通知する。

2 管理責任者は、休園決定後すみやかに休園期間、問合せ先等を張り紙等により利用者に対し明示する。

(その他)

第29条 この要綱の施行に関して、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、どんぐりひろば設置推進要綱（昭和42年 9月 1日施行）は廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、現に旧要綱の規定に基づいて設置されたひろばについては、第 3条に規定する条件にかかわらず、設置を継続することができる。
- 4 この要綱の施行の際、現に設置されている設置物については、第17条第 2項に規定する面積基準にかかわらず、第17条第 4項及び第 5項により設置を継続することができる。

附 則

この要綱は、平成29年 6月 1日から施行する。